

(保 175)
平成 24 年 12 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、11 月 22 日付で、上記告示の一部が改正された旨、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（パクリタキセル、タゾバクタムナトリウム・ピペラシンナトリウム、シクロスボリン、スチリペントール、フェニル酪酸ナトリウム、パゾパニブ塩酸塩、ラシンレオチド酢酸塩、チゲサイクリン、トブライマイシン）が追加され、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

＜添付資料＞

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(厚生労働省告示第 570 号)
2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について
(平 24.11.22 保医発 1122 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令（法務四一）
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五七）
- 人事院規則一〇一四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇一四一九）
- 〔告 示〕
- 道路交通法第百十一条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委三七）
- 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務四〇一）
- 選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件（中央選挙管理会一七）

○在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を定めた件（同一八）

○衆議院名簿届出政党等が北関東選舉区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件の全部を改正する件（同一九）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四八一～四八四）

○土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件（同四八五）

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業一二）

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第九条第三項の規定に基づき、特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更を公示する件（財務・経済産業五）

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の六第三項の規定に基づき、事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更を公示する件（同六）

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働五六八）

二三
○療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
(同五六九)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同五七〇)

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術処置等及び副傷病名の一部を改正する件(同五七一)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件
(農林水産二四六〇)

○保安林の指定をする件
(同二四六一~二四六八)

○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録を行つた件
(経済産業二五六)

○高速自動車国道に関する件
(国土交通二二二九)

○道路に関する件
(東北地方整備局一六九、一七〇)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件
(関東地方整備局四〇一~四〇三)

○道路に関する件
(近畿地方整備局二二七)

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件(同二二八)

○道路に関する件
(四国地方整備局一三〇)

○道路に関する件
(九州地方整備局一六〇、一六一)

内閣	〔人事異動〕
労 働	争議行為の通知の公表について (厚生労働省)
官 厅	最低賃金の改正決定に関する公示 (茨城労働局最低賃金公示四、栃木同二、千葉同五、八、福井同二、四、五、岡山同二、愛媛同四、六、佐賀同一、大分同六、七)
諸 事 項	最低賃金の決定に関する公示 (福井同三)
国家試験	平成二十四年度特別支援学校教員資格認定試験合格者(文部科学省)
〔公 告〕	
官 厅	
適 格 機 関 投 資 家 、 押 収 物 還 付 、 財 団 、 司 法 書 士 懲 戒 处 分 、 佐 賀 東 部 土 地 改 良 区 役 員 の 退 任 、 謙 早 湾 干 拓 事 業 の 潮 受 堤 防 の 排 水 門 の 開 閉 調 査 に 係 る 環 境 影 韻 評 価 書 の 縦 覧 、 鉱 業 法 第 一 四 二 条 の 規 定 、 建 設 業 の 許 可 の 取 消 处 分 関 係	
裁 判 所	相 続 、 失 跡 、 破 産 、 免 責 、 特 別 清 算 、 再 生 関 係
会 社 そ の 他	

二七 二三 二一 二〇 九

၁၁

添附文書法第114条第9項の規定によるものに限る。)に係るものに限る。)

37	タゾバクタムナトリウム・ビペラシリンナトリウム(当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果(平成24年9月28日)に該当するものに限る。)に係るものに限る。)	タゾバクタムナトリウム・ビペラシリンナトリウム(当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果(平成24年9月28日)に該当するものに限る。)に係るものに限る。)	060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x0xx 060335xx99x01xx 060340xx0100xx 060340xx0101xx 060340xx0110xx 060340xx0200xx 060340xx0201xx 060340xx0210xx 060340xx0211xx 060340xx03xx00xx 060340xx03x01xx 060340xx97x00xx 060340xx97x01xx 060340xx99x00xx 060340xx99x01xx 060340xx99x1xx 060370xx01xx0xx 060370xx97x0xx 060370xx99x0xx 060370xx99x01xx
38	シクロスボリン(薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であつて、申請書に添附しなければならない資料について、該当する事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他の資料の添附を必要としない合理的な理由があるとして実施されわたり臨床試験の試験成績にして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年10月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。)	シクロスボリン(薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であつて、申請書に添附しなければならない資料について、該当する事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他の資料の添附を必要としない合理的な理由があるとして実施されわたり臨床試験の試験成績にして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年10月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。)	060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x0xx 060335xx99x01xx 020130xxxxxxx

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法
第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）の一部が平成24年厚生労働省告示570号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）の別表に、パクリタキセル、タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム、シクロスボリン、スチリペントール、フェニル酪酸ナトリウム、パゾパニブ塩酸塩、ランレオチド酢酸塩、チゲサイクリン、トブラマイシンを追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年3月30日保医発第0330第1号）の別表を別紙のとおり改める。

告示番号	薬剤名	適応症		診断群分類番号	
		銘柄(参考)	ICD-10(参考)		
1	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	注射用ノボセブン 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml) ノボセブンH I 静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	GP II b-III a及び／又はHLAに対する抗体を保有し、血小板輸血不応状態が過去又は現在見られるグラントマン血小板無力症患者の出血傾向の抑制	D691	<u>130110 出血性疾患</u> 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	献血ウェノグロブリンIH 5%静注 0.5g(10ml)、1g(20ml) 2.5g(50ml)、5g(100ml)	全身型重症筋無力症（ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏功しない場合に限る）	G700	<u>010130 重症筋無力症、その他の神経筋障害</u> 010130xx01x0xx 010130xx97x0xx 010130xx99x0xx 010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ (遺伝子組換え)	ステラーラ皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節症性乾癬	L405, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$	<u>070470 関節リウマチ</u> 070470xx01x2xx 070470xx02xx 070470xx02x2xx 070470xx03xx 070470xx03x2xx 070470xx97x0xx 070470xx97x2xx 070470xx99x0xx 070470xx99x1xx 070470xx99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常性乾癬	L400,	<u>080140 炎症性角化症</u> 080140xxxxx0xx
4	エリブリンメシル酸塩	ハラヴェン静注 1mg	手術不能又は再発乳癌	C50\$	<u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
5	ポリノスタット	プリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840, C841	<u>130030 非ホジキンリンパ腫</u> 130030xx99x30x 130030xx99x31x
6	ゴリムマブ (遺伝子組換え)	シンボニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）	M05\$, M060\$, M068\$, M069\$	<u>070470 関節リウマチ</u> 070470xx99x4xx
7	ダブトマイシン	キュビシン静注用 350mg	[適応菌種] ダブトマイシンに感性のメチシリソ耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)	I33\$	<u>050090 心内膜炎</u> 050090xx97x0xx 050090xx99x0xx 050090xx99x1xx
			[適応症] 敗血症、感染性心内膜炎、深在性皮膚感染症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染	L03\$, L08\$	<u>080011 急性膿皮症</u> 080011xx970x0x 080011xx99xxxx <u>180010 敗血症</u> 180010xx0xxx0xx 180010x1xxx0xx
			A410		
8	テリバラチド (遺伝子組換え)	フォルテオ皮下注キット 600 μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	<u>070370 脊椎骨粗鬆症</u> 070370xx99xxxx
9	ベンダムスチン塩酸塩	トレアキシン点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	C82\$, C830, C831, C832, C838, C851	<u>130030 非ホジキンリンパ腫</u> 130030xx97x2xx 130030xx99x2xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
10	アザシチジン	ビダーザ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46\$	<u>130060 骨髄異形成症候群</u> 130060xx97x30x 130060xx99x3xx

告示番号	薬剤名 銘柄(参考)	適応症		診断群分類番号
			ICD-10(参考)	
11	ロミプロスチム(遺伝子組換え)	ロミブレート皮下注 250μg調製用	慢性突発性血小板減少性紫斑病	D693 <u>130110 出血性疾患(その他)</u> 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注射用 50単位、100単位	上肢痙攣 下肢痙攣	(特定出来ない) 全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ(遺伝子組換え)	ハーセプチン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治癒切除不能な進行・再発の胃癌	C16\$ <u>060020 胃の悪性腫瘍</u> 060020xx01x3xx 060020xx02x3xx 060020xx03x3xx 060020xx04x3xx 060020xx97x2xx 060020xx97x3xx 060020xx99x2xx 060020xx99x30x 060020xx99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治癒切除不能な肺癌	C25\$ <u>06007x 膀胱、脾臓の腫瘍</u> 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫	C900 <u>130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物</u> 130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x
16	カルボプラチニ	パラプラチニ注射液 50mg パラプラチニ注射液 150mg パラプラチニ注射液 450mg パラプラチニ150mg 注射用	乳癌	C50\$ <u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチニLAR筋注用10mg サンドスタチニLAR筋注用20mg サンドスタチニLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍 C269 C254, D137	 <u>060035 大腸(上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍</u> 060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x 060035xx99x2xx 060035xx99x30x 060035xx99x31x <u>06007x 膀胱、脾臓の腫瘍</u> 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
18	ベバシズマブ(遺伝子組換え)	アバスチン点滴静注用	手術不能又は再発乳癌	C50\$ <u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010xx01x4xx 090010xx02x4xx 090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35 <u>010090 多発性硬化症</u> 010090xxxxx0xx
20	テラブレビル	テラビック錠 250mg	セログループI((ジェノタイプI (1a) 又はII (1b) のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はリバビリン併用療法で無効又は再燃となつた患者	B182 B182
21	ホスフェニトイナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重積状態 ②脳外科手術又は意識障害(頭部外傷等)時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトイントを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40\$, G41\$ <u>010230 てんかん</u> 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx97x2xx 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x11x 010230xx99x20x 010230xx99x21x

告示番号	薬剤名	適応症		診断群分類番号
		銘柄(参考)	ICD-10(参考)	
22	テリパラチド酢酸塩	テリポン皮下注用 56.5 μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症 M80\$, M81\$, M82\$	<u>070370 脊椎骨粗鬆症</u> 070370xx97xxxx 070370xx99xxxx
23	カナキヌマブ(遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオビリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マッカル・ウェルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患 Q998	全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロデックス筋注 250mg	閉経後乳癌 C50\$	<u>090010 乳房の悪性腫瘍</u> 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
25	エペロリムス	アフィニトール錠 5mg	副神経内分泌腫瘍 C25\$	<u>06007x 脾臓・脾臓の腫瘍</u> 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
26	カスピファンギン酢酸塩	カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg	①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カシジダ症 ③侵襲性カシジダ症、アスペルギルス症 D70	<u>130070 白血球疾患(その他)</u> 130070xx99x0xx
27	リネゾリド	ザイボックス錠600mg ザイボックス注射液600mg	肺炎(小児) J15\$	<u>040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎</u> 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
28	ヒトチロトロピン アルファ(遺伝子組換え)	タイロゲン筋注用0.9mg	分化型甲状腺癌で甲状腺全摘又は準全摘術を施行された遠隔転移を認めない患者における残存甲状腺の放射性ヨウ素によるアブレーションを受ける際の補助 C73	<u>100020 甲状腺の悪性腫瘍</u> 100020xx99x2xx
29	ドリベネム水和物	フィニバックス点滴静注用0.25g フィニバックス点滴静注用0.5g フィニバックスキット点滴静注用0.25g	肺炎(小児) J13, J14, J15\$	<u>040080 肺炎、急性気管支炎、急性細気管支炎</u> 040080x1xxx0xx 040080x1xxx1xx
30	ミグルstatt	プレーザベスカプセル100mg	ニーマン・ピック病C型 E752	<u>100335 代謝障害(その他)</u> 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
31	クリゾチニブ	ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg	ALK融合遺伝子陽性の進行非小細胞肺癌 C34\$	<u>040040 肺の悪性腫瘍</u> 040040xx01x4xx 040040xx97x3xx 040040xx97x4xx 040040xx9903xx 040040xx9904xx 040040xx9913xx 040040xx9914xx
32	モガムリズマブ(遺伝子組換え)	ポテリジオ点滴静注20mg	CCR4陽性の再発・再燃成人T細胞白血病リンパ腫 C915	<u>130050 慢性白血病、骨髄増殖性疾患</u> 130050xx97x2xx 130050xx99x2xx
33	ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)	ブルモザイム吸入液2.5mg	囊胞性線維症における肺機能の改善 E84\$	<u>100335 代謝障害(その他)</u> 100335xx97x0xx 100335xx99x0xx
34	スニチニブリンゴ酸塩	ステントカプセル 12.5mg	根治切除不能の副神経内分泌腫瘍 C25\$	<u>06007x 脾臓、脾臓の腫瘍</u> 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
35	ソマトロピン(遺伝子組換え)	グロウジェクト注射用 1.33mg グロウジェクト注射用 8mg グロウジェクトBC注射用 8mg	骨端線閉鎖を伴わないSGA性低身長 E343	<u>100360 小人症</u> 100360xxxxxxxx

告示番号	薬剤名	適応症		診断群分類番号
		銘柄(参考)	ICD-10(参考)	
36	バクリタキセル	タキソール注射液 30mg タキソール注射液 100mg	再発又は難治性の胚細胞腫瘍 (特定出来ない)	全ての診断群分類番号
37	タゾバクタムナトリウム・ビペラシンナトリウム	ゾシン静注用 2.25 ゾシン静注用 4.5	腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆囊炎、胆管炎 K800, K801, K81\$ K803, K804, K830 K65\$	<u>060335 胆囊水腫、胆囊炎等</u> 060335xx0100xx 060335xx0101xx 060335xx0110xx 060335xx0200xx 060335xx0201xx 060335xx0210xx 060335xx0211xx 060335xx97x0xx 060335xx97x1xx 060335xx99x00x 060335xx99x01x 060335xx99x1xx <u>060340 胆管(肝内外)結石、胆管炎</u> 060340xx0100xx 060340xx0101xx 060340xx0110xx 060340xx0200xx 060340xx0201xx 060340xx0210xx 060340xx0211xx 060340xx03x00x 060340xx03x01x 060340xx97x00x 060340xx97x01x 060340xx99x00x 060340xx99x01x 060340xx99x1xx <u>060370 腹膜炎、腹腔内膿瘍(女性器臓器を除く)</u> 060370xx01x0xx 060370xx97x0xx 060370xx99x00x 060370xx99x01x
38	シクロスボリン	ネオーラル 10mg ネオーラル 25mg ネオーラル 50mg ネオーラル内容液 10%	Vogt-小柳-原田病、サルコイドーシス、その他の(非感染性)ぶどう膜炎	H308 <u>020130 原田病</u> 020130xxxxxxxx
39	スチリペントール	ディアコミットドライシロップ 250mg ディアコミットドライシロップ 500mg	Dravet症候群患者における間代発作又は強直間代発作	G403 <u>010230 てんかん</u> 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x
40	フェニル酪酸ナトリウム	ブフェニール錠 500mg ブフェニール顆粒94%	尿素サイクル異常症	E722 <u>100335 代謝障害(その他)</u> 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx
41	パゾパニブ塩酸塩	ヴオリエント錠 200mg	悪性軟部腫瘍	C490 C491, C492, C493, C494, C495, C496 <u>03001x 頭頸部悪性腫瘍</u> 03001xxx97x4xx 03001xxx99x4xx <u>070041 軟部の悪性腫瘍(脊髄を除く。)</u> 070041xx01x3xx 070041xx99x2xx
42	ランレオチド酢酸塩 ※類似薬は「オクトレオチド酢酸塩」	ソマチュリン皮下注 60mg ソマチュリン皮下注 90mg ソマチュリン皮下注 120mg	先端巨大症、下垂体性巨人症	E220 <u>100260 下垂体機能亢進症</u> 100260xx9711xx 100260xx9901xx 100260xx9911xx
43	チゲサイクリン	タイガシル点滴静注用 50mg	深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆囊炎	(特定出来ない) 全ての診断群分類番号
44	トブラマイシン	トーピイ吸入液 300mg	囊胞性線維症患者における緑膿菌による呼吸器感染	E84\$ <u>100335 代謝障害(その他)</u> 100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x0xx 100335xx99x1xx